明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○国債の発行等に関する省令第五条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（財務三二五～三三一）　一
○国債の発行等に関する省令第六条第十一項の規定に基づき発行した利付国債の発行条件等を告示（同三三二～三三四）　七
○個人向け国債の発行等に関する省令第四条第十四項の規定に基づき発行した個人向け国債の発行条件等を告示（同三三五）　八

〔公告〕
諸事項
裁判所
破産、免責関係　九
特殊法人等
平成二十三年度・事業年度財務諸表（独立行政法人農業生物資源研究所・独立行政法人農林漁業信用基金）、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構、日本放送協会入札、司法書士名簿登録等、第三十四回（平成二十四年度）エネルギー管理士試験合格者関係　三〇
地方公共団体
教育職員免許状失効、行旅死亡人、無縁墳墓等改葬関係　三三
会社その他
会社決算公告　三五

告示

○財務省告示第三百二十五号

国債の発行等に関する省令（昭和五十七年大蔵省令第三十号）第五条第十一項の規定に基づき、平成二十四年九月十八日に発行した利付国債の発行条件等を次のとおり告示する。

平成二十四年十月十日

財務大臣　城島　正光

一　名称及び記号　利付国庫債券（二年）（第三百二十回）

二　発行の根拠法律及びその条項　財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第四条第一項並びに特別会計に関する法律（平成十九年法律第二十三号）第四十六条第一項及び第六十二条第一項

三　振替法の適用等　社債、株式等の振替に関する法律（平成十三年法律第七十五号。以下「振替法」という。）の規定の適用を受けるものとし、その振替機関は日本銀行とする。

四　発行方法　価格を競争に付して行われる入札（以下「価格競争入札」という。）による発行（以下「価格競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、価格競争入札において定められた利率をその利率とし、価格競争入札において募入の決定を受けた各申込みの応募価格を募入額により加重平均して得られる価格をその発行価格とするものによる発行（以下「非競争入札発行」という。）、価格競争入札と同時に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行」という。）及び価格競争入札の募入の決定をした後に行われる入札であって、財務大臣が各国債市場特別参加者ごとに応募限度額を定めるものによる発行（以下「国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行」という。）

五　募入決定の方法

イ　価格競争入札発行　各申込みのうち応募価格の高いものからその応募額を順次割り当てる。

ロ　非競争入札発行　各申込みの応募額を案分により割り当てる。

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行及び国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　各国債市場特別参加者ごとの応募限度額の範囲内において各申込みの応募額を割り当てる。

六　発行額

イ　価格競争入札発行　額面金額で二兆四千八百三億円うち、財政法第四条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で三百七十四億九千九百二十五万円、特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二兆二千二十八億五百五十五万円、同法第六十二条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で二千三百九十九億九千五百二十万円

ロ　非競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債については、額面金額で四十一億八千百万円

ハ　国債市場特別参加者・第Ⅰ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で二千百四十四億円

ニ　国債市場特別参加者・第Ⅱ非価格競争入札発行　特別会計に関する法律第四十六条第一項の規定に基づき発行した利付国債について、額面金額で八十三億円